

全国民闘連ニュース

第 91 号

1994年

8月 1日

年間購読料

3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ☎543 大阪市天王寺区東上町8-36ノールンビル401号 Tel 06-775-2185 Fax 06-775-2160
☎210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045

石成基さん、陳石一さんの戦後補償裁判棄却の判決に
抗議のシュプレヒコールを行う支援者



もくじ

- 石成基さん、陳石一さんの戦後補償裁判
実質的な審理なき不当判決 「立法政策」を理由に判断を避ける……………P 2
- 石成基さん、陳石一さんの戦後補償裁判
予想を裏切る不当判決……………P 4
- 天理大学民族差別集団暴行事件糾弾会……………P 6
- 民族差別をのりこえて・・・天下茶屋ソチャバ子ども会がスタート……………P 8
- 第4回全国民闘連役員会開かれる……………P 11

石成基さん、陳石一さんの戦後補償裁判

実質的な審理なき不当判決

「立法政策」を理由に判断を避ける！

神奈川民闘連



憲法・人権規約に違反せず?!

「原告らの請求をいずれも棄却する。訴訟費用は原告らの負担とする。」

戦後補償を求める石成基さんと陳石一さんの2年にわたる訴えは、無残にも退けられた。実質的な審理に入らない明白な不当判決である。在日韓国人の傷痍軍属である二人は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（援護法）にもとづく障害年金の適用申請を行ったが、却下される。それを不服として1992年8月、厚生大臣を相手に東京地裁に訴えを起こしていた。

7月15日、東京地裁には130名の傍聴を求める支援者が、長い列を作った。

13時15分、秋山裁判長は、短い主文を読み上げる。一瞬の沈黙、そして深いため息が法廷をつつんだ。法廷外で待ちかまえる支援者に、不当判決が伝えられるや怒りはシュプレヒコールとなって、霞が関の官庁街に響いた。

判決の中で秋山裁判長は、援護法の付則2項（戸籍法<1947年法律第224号争犠牲者又は戦争損害に対する補償は、憲法の全く予想しないところであり…国がいかなる範囲で、いかなる程度の補償を行うかは、…種々の点を考慮した政治判断をする立法政策に属する問題」との見解を示し、裁判所としての主体的な判断を避けた。

中身においては勝っている

裁判所のあまりにも消極的な姿勢にがく然たる思いになった。なぜ裁判所は勇気をもって、国籍による明らかな差別を指摘しないのか。口頭弁論の中で、厚生省からは反論らしい反論を何もしなかった。三権分立は本当にあるのか。確かに「立法政策に属する問題」だろうが、厚生省交渉・国会請願など、あらゆる取り組みを行ってきた最後の望みが裁判所の判断であった。「立法政策」と逃げることで、裁判所は、何もしない国会・政府の立場を追認してしまったのである。

判決後、東京第二弁護士会館で記者会見を兼ねた報告集会が開かれた。冒頭のあいさつに立った「在日の戦後補償を求める会」の李仁夏代表は、「判決を聞いた時、『正義』という言葉が消え果ててしまった。」と判決の感想を語った。金敬得弁護士からは、「台湾人訴訟よりも後退している。裁判は中身においては勝

っている。裁判所は、もはや意味をなしていない。あとは東京高裁でよりましな裁判官に会えるかどうかだけだ。」との報告があった。

法は人間のためにあるもの

また、病院から駆けつけた石さんは、「戦争中は『内鮮一体』『滅私奉公』と言われ、戦場に行って、傷ついた。戦後は勝手に日本国籍を取られ、外国籍にされた。法律は人間のためにあるもの、援護法は弱者を救済するためのものだ」と話し、判決の不当性を強く訴えた。

31年前に「忘れられた皇軍」を制作した大島渚監督は、「無責任極まる日本政府に強い憤りを感じる。それを許してきた日本人にも問題がある。戦後補償は、『常識』である」と発言。さらに陳さんの長男の慶一さんからは「最後まで戦い抜く」との決意表明があった。

原告は7月26日、判決を不服として東京高裁に控訴した。

全国民闘連ニュース購読のお願い

全国民闘連ニュースは、全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みを紹介し、各地の生きた情報の発信、ネットワーク作りを担うものとして、また民闘連運動がめざす民族共生社会実現のための提言や意見交換の場になるような紙面作りに努力しています。購読の輪を広げるために、みなさんのご支援を是非よろしくお願いいたします。

<年間購読料> 3,000円(月刊・送料込み)但し、民闘連会員は会費に含む

振込み先 郵便 口座 9-76163 「民族差別と闘う連絡協議会」

<問い合わせ> 全国民闘連事務局 担当 朴まで TEL06-775-2185 FAX06-775-2160

石成基さん、陳石一さんの戦後補償裁判

予想を裏切る不当判決

弁護士 在 間 秀 和

「原告らの請求を棄却する。」1994年7月15日の東京地裁の判決は、この裁判に直接かかわってきた人達にとっては、大方の予想を裏切る意外な判決であった。石成基さん、陳石一さんら2人が東京地裁に提訴していた裁判は、大阪の鄭さんの裁判と論点を全く共通にする。

ご承知のように陳さんは判決を前にして、今年の5月14日、逝去された。まことに無念というほかない。恐らく陳さんも裁判の勝利を確信しておられたと思う。東京訴訟の判決が、なぜ「予想外」であったのか。それは、東京地裁における国側の対応と、裁判長の法廷での言動に原因していた。東京地裁における国側の対応は、満足な主張さえ展開できず、裁判長の釈明の要求に対しても、まさにしどろもどろの対応であった。国側がなぜ在日韓国人の戦傷病者に対して援護法の適用をしないのか、その合理的根拠は最後まで示すことができなかった。裁判長の法廷における言動も、明らかに原告らに同情的であり、国側にきびしい対応を取っていた。雰囲気としては誰もが勝訴を予想していたのである。

ところが、判決は完全敗訴。その内容

は、要は、「戦争被害について如何なる補償をするか、ということは、国の立法裁量の問題であり日本国籍を持たない人達を補償の対象から外したことは合理的な理由がある。日韓請求権協定により在日韓国人は補償の対象から除外されることになったが、その段階で国が立法措置を取らなかったことも、国の立法政策の問題であり、裁判所としての審査の及ぶところではない。」というのである。まさに正面から問題に答えるのではなく、その責任を立法府や行政に転嫁して、裁判所としての責任を回避したものである。

しかし、裁判官もそのように言い切ることには多少は良心の傷みを感じたのか、次のように「付言」している。「原告の主張には傾聴すべき点があることも否定できないところである。」

我々は、裁判官に「傾聴」していただくために裁判を起こしたのではない。国の取ってきた対応の違法性を明らかにし現実具体的な補償を実現するために、訴訟を起こしたのであり、またそういう手段を取ったのは、これまで石さんらが様々な方法で補償を求めてきたにもかかわ

らず認められず、最後の手段として訴訟に訴えざるをえなかったからである。

裁判所は「理不尽」を認めようとしなかった。いや、「理不尽」の上にさらに「理不尽」を重ねる結論を選択した。

鄭さんの裁判は、8月17日に結審を迎える。裁判官の傾向として、大阪地裁の裁判官も安易に東京地裁の判決に従おうとすると思われる。私たち弁護団としては、法的な問題として、東京地裁の判決が、いかに誤っているのかを最大の努力を払って明らかにし、実質的に東京地裁判決を覆すべく準備を始めている。のみならず、今回の東京地裁の判決が、いかに「理不尽」であるかを、多くの大衆の声で、裁判所を包囲する必要があると思う。裁判所という密室で「正義」が判断されてはならない。その意味で、この問題の本質を一人でも多くの人に知らせその許されざる理不尽を訴えていくことが必要と思う。

判決後の朝日新聞によれば、厚生大臣が「立法や行政にボールが投げ返された」



鄭商根さん支援集会で
アピールする在日弁護士

として政府としてなんらかの補償を検討すべき、との意見をのべたという。

しかし、国の責任が否定された上での「補償」の内容はおそらく想像がつく。私たちは、あくまでも旧植民地出身者の戦争犠牲者についての国の責任の明確化をもとめているのである。その上で本来の補償がなされることを求めているのである。

＊鄭商根さんの戦後補償裁判を支える会通信「この理不尽」15号より、転載させていただきました。

8 / 17 鄭商根さんの戦後補償裁判

結審延期のお知らせ

大阪でも8/17に戦後補償裁判が結審の予定であったが、東京の陳さんと石さんの判決があまりにもひどいため、もう一回、国側の姿勢、考え方を聞く場を作ることにし、結審が急遽、次回以降に延期になった。当日の裁判後のデモ行進は予定通り行い、大阪の御堂筋に、日本の戦争責任を問う声が大きくこだました。

天理大学民族差別集団暴行事件糾弾会

いまこそ被差別の側に立った大学改革を！

井上 正一

94年6月20日、天理大学第一体育館で、天理大学民族差別集団暴行事件の糾弾会が、1200人あまりの参加者のもとで開かれた。92年に事件が起きてから、その事実確認のために4回の確認会を開き、ようやく事件の全貌が明かになった。

これを受けて、このたび差別事件を集約するための糾弾会というはこびになった。

冒頭、寺沢亮一共闘会議代表は、天理大学の保護者らしき匿名の投書が、天理教にきたことについてふれた。それによると、共闘会議が、学長辞任や学生の再処分へとおいこんだごとく、疑問が呈されていたが、寺沢代表は、匿名の投書には答える必要がないとしながらも、そんな事実はない。と断言した。

◆何が問題だったのか

共闘会議が、糾弾要綱で指摘した問題点を整理すると、次のごとくである。

(1)92年6月の民族名否定発言のあとの取りくみがきちんとしていたら、暴行事件は起こらなかった可能性がある。

(2)寮の前近代的体質が、寮生が寮改革に向けるべきエネルギーをチョン君への集団暴行に向かわしてしまった。

(3)寮主任は、これが民族差別であることを自覚していたために、本質を隠蔽し、チョン君に非があるごとき報告を、チョン君の母親にも大学にもしていた。

(4)学生部長は「大学を守る論理」から、加害者の立場に立ち、反省文・嘆願書の提出を指示、書き直しをさせた上で処分



審議を行うという恣意的な動きをし、後の審議を誤らせた。

(5)空手道部は、加害学生の中に部員がいたことから、公式戦出場停止などの事態を恐れ、当該部員を謹慎処分とした。

(6)大学側も、空手道部の意向を追認し、また天理教関係者も加害学生に含まれたこともあって、差別にふれることを避け

ようとした歪んだ情報を見抜くこともできないまま、民族差別と人権の問題を最後までテーマにできなかった。

◆確認会の経過

(7)第一回確認会(93年6月)では、大学側は、大学の処置が正しかったとしたい意図から、差別性を認めなかった。

(8)2回目の確認会(7月14日S a i 8号参照)では、学生課の事件に対するいいかげんさが明らかにされ、会議の実態も学生の学部・姓名も明らかにしないままのズサンな処分審議だったことが判明した。

(9)第3回(10月30日、S a i 9号参照)では、寮主任の差別隠しが明らかになり、事件を学生に知らせる『天理大学時報』が、逆に差別を再生産する内容だという指摘を受けながら配布を強行したことが明らかになった。

第4回(94年3月10日、S a i 10号参照)では、大学の差別隠しの全貌が明らかになったことと、大学の同和問題研究室のこの間の動きの問題点とその同研発行のパンフ「どこに差別が」の内容について、その認識の甘さが指摘された。

糾弾会では、第4回確認会直前に学長が辞任したと学生との再処分が公示されたことに関して、あたかも共闘会議の差し金であるかのような一方的な新聞報道がなされたことについて、大学側の釈明が行われた。

ところで、匿名の投書にも、学長辞任と学生再処分が、共闘会議の意図によるものといわんばかりのことが書かれていたが、共闘会議としては、むしろ、学長は、大学の責任者として事後処理を全うすべきだという考えにたってきた。

学生の再処分についても、その時点で処分されるべきは、大学側であり、学生ではないという見解であることをここで表明しておきたい。

◆在日学生の立場を尊重

チョン君の立場を一番理解すべき朝鮮学科で、「在日」の状況を理解できるカリキュラムが無いこと、大学の人権教育の再構築などについて 大学と共闘会議が今後話し合うことで合意が成立した。

天理教団についても、いわゆる「戦争責任」の問題も含め、天理教内への啓発活動についても共闘会議と話し合いながら進めて行くことを確認した。

また、大学の組織を守る理論を優先させ、差別を受けたチョン君の立場にたてなかったことを反省し、今後は被差別者の側に立つことの決意を、関係者が表明して、糾弾会を終了した。

しかし、問題はこれで解決したのではない。今やっと正常な形でスタートしたのだということを、われわれとして確認し、今後定期的な点検の交渉も含めて、見守っていく必要がある。

民族差別事件をのりこえて…

天下茶屋

ソンチャバ子ども会がスタート

(手をつないで)

編集部

大阪市立天下茶屋小学校に、92年の春、幼い胸をときめかして入学した在日韓国・朝鮮人のキム君を待ち受けていたのは、クラスメートや上級生たちによる心ない差別発言であった。学校側の対応の鈍さやまずさもあって、差別は繰り返され、キム君は「早く死んで、カンコクジンじゃないものに生まれ変わりたい」と言うまで追い込まれる。キム君のオモニ・アボジが必死で教師や周りの親にはたらきかけ、大阪民関連も解決に向けて全面協力する中で、ようやく学校側も大阪市教委も、二度とこんな事件が起きないように、これからのとりくみを保護者たちとともに作っていくことを決意した。

初めての本名入学、日本人の無理解やほとんど差別に近い反発、そして何もとりくんでこなかった学校…改めて在日のこどもたちが、置かれている現状の厳しさを垣間見る思いである。6才の子どもが受けた心の傷を思うとやりきれないが、今回の経過の中で生まれたソンチャバ子ども会の活動が、地域や学校に根付き、大きく羽ばたきことを願うばかりである。

＝「韓国かえれ」と罵声＝

大阪市西成区にある天下茶屋小学校で悪質な民族差別事件が起こったのは1992年4月6日、新一年生の担任がキム・スチュン君の名札を机に貼っていた時から始まる。入学準備を手伝っていた6年生から、「こいつ朝鮮人やぞ。」「チョンコヤ」という発言があったという。

その後、なまえをもじって、「キムチ」「シチュー」とからかわれたり、「ここは日本、韓国人はいたらあかん」などの



の差別発言が続出。キム君はこれで、すっかり明るさを無くし、特に上級生からのいじめにおびえる。ついには本名の名札をはずし、学校にいきたがらないという状況にまでなった。(この間の詳しい状況や親の思いは人権情報誌サイ8号 93年秋に掲載)

西成区は市内でも、在日韓国・朝鮮人の多住地域であり、この年度、天下茶屋小に10人の韓国・朝鮮籍児童の在籍があったが本名は今までいなかった。逆に、自分の民族性を隠して通わざるをえない子どもたちがいながら、何もとりくまれてこなかったのである。

＝悲しい日本人からの反発＝

キム君の保護者からの「ひとりひとりを大切にする人権教育をしてほしい」という切なる要望に対し、学校側も授業で集中実践を行うことになる。しかし、「きちんと日本人の保護者に、なぜ韓国・朝鮮のことを急に教えるのか説明しなければ混乱する」と指摘した保護者の予感の的中し、「なぜ日本人にチマチョゴリを着せるのか?」「なぜ韓国語をおしえるのか」などの声が出てくる。残念ながら担任も、保護者に説明をきちんとできないような状況であった。

そんな状況の中、一年以上が経過し、キム君が二年生になっても心ない発言は続いた。さらに隣の校区の子どもたちにまで飛び火するという事態に至った。

＝当事者たちの保護者会結成＝

厳しい民族差別におちあつたキム君の親は、同じ立場の保護者が出会い、交流する場が必要だと痛感する。そして天下茶屋小学校内で、少しずつ呼びかけ、何人かの保護者が集まるようになった。子どもが民族を恥じることなく、日本人の子とともに明るくのびのび育ててほしい。保護者の思いやなやみは共通していた。92年11月29日、正式に「会」が発足し、度重なる民族差別発言に対して、時には励まし合い、学び合いながら学校に要望を重ねてきた。

しかし学校側の対応は鈍く、一連の事件に対する日本人の保護者の誤解もひどくなり、在日の保護者たちは不安と不信を募らせていった。

＝学校、市教委と話し合う＝

保護者会から相談を受けた大阪民関連は、保護者会とともに天下茶屋小学校に対し、93年6月15日付けの要望書を提出し、事実経過を明らかにすることと、抜本的な解決に向けた取り組みを求めて、話し合いを要求した。

話し合いには大阪市教育委員会、学校関係者と天下茶屋小学校在日韓国・朝鮮人保護者会、大阪民関連などが参加し、一年以上にわたる差別の事実と学校側の対応の不手際が双方で確認された。

＝ソンチャバ子ども会がスタート＝

話し合いの中で、在日の子どもたちがお互いに出会い、さらには日本人と、異なる文化を尊重し合う関係を作っていくための活動が必要であることが認識され、子ども会活動が、発足することが決まった。名づけて「손잡이(ソンチャバ…手をつないで)子ども会」。市教委も学校も活動を全面支援することになった。

子ども会の対象は天下茶屋小、橘小、天下茶屋中に在籍する在日韓国・朝鮮人(日本籍を含む)児童・生徒。当面の活動は第2土曜の午前9:30～11:40、天下茶屋小で活動している。

94年5月13日に第一回目の活動がスタート。活動は軌道に乗り始めている。何よりもキム君を筆頭に、参加した子どもたちが、生き生きとしてきていることは大きな展望である。

一方、日本人の子どもから発せられた差別的言動というのは、とりもなおさずそこに住む大人たちの意識の反映であることはまちがいない。

ソンチャバ子ども会の存在が、いままでは差別を受けても、うつむくことしかできなかった地域の在日の子どもたちに勇気を与え、PTAへの生きた啓発活動の役割を果たせるように願うとともに、何よりも、学校・教師に変わってもらうことを期待するところである。

コリアン文化にふれる

プチェチュム編・チャンゴ編・サムルノリ編

3本堂々完成! 監修 崔淑姫 グループ黎明代表

<ビデオ民族教材> VHS 21分～25分

わかりやすく、コリアン文化にふれる、そして学べる。

しかも、グレードの高い内容で…

グループ黎明が全面的に出演・協力しました。

定価 6,000円、3本セット 16,000円

● K M J 研究センター 企画 ●

神奈川県民関連全面協力!

ドキュメンタリービデオ

故郷をつくる街

<「在日」が住みなれた川崎の地にコリアタウンをつくり、日本人との共生の街にしようとした男の夢と、それを継承しようとする新しい世代の群像が、画面いっぱい踊っている。

それを暖かく見つめる日本人のまなざしと声も聞こえる…> 李仁夏顧問 椎麿の言葉より

VHS 4 5 分カラー

企画 民関連・部落解放研究所・大阪府・大阪市・堺市その他 定価 30,000円(解説書付き)

大版 06-775-4301 fax 06-775-2160

●お問合せは、K M J 研究センターへ ●

第4回全国民闘連役員会開かれる

7月2日(土)～3日(日)、福岡において第4回全国民闘連役員会が開催された。以下、決まったことを報告する。

1日目(2日)は、全国民闘連ならびにKMJ研究センター東京事務所開設について議論がかわされた。

55年体制が崩壊し連立政権の誕生によって、これまで中央に対しては、陳情に留まっていた運動スタイルが、具体的な成果の獲得へ展望を見いだせるようになってきたことと、民闘連としても20年という節目の年を迎えており、中央政界への働きかけを強めていかなければならない、という認識から東京事務所を開設していくことが報告された。事務所についても、選定に入っており、8月には事務所を稼働させ、9月7日には開設レセプションを開く予定であることが確認された。

2日目(3日)は、第1議題として、第20回全国大会の開催方法について議論が交わされた。民闘連改革議論の取り決めでは、同胞部会を2、3年をメドに人権を軸にした大衆団体として独立をめざすことになっており、それを具現化していくために、何をなすべきなのかを全国大会において全体討論することが確認された。大会の形態としては、午前中に総括・方針(案)を提起し、午後より同胞部会独立の全体討論を行う。

第2議題は、KMJ研究センターより事業ならびに、差別事件を起こした企業の研修協力についての報告。事業報告は、啓発ビデオ「故郷をつくる街」と「コリアン文化にふれる」(チャング編、プチュム編、サムルノリ編)を作成したことと、それに合わせて全国での販売協力を求めた。また、企業の研修協力については、三和銀行ならびに、グリーンハウスの研修報告があった。

第3議題は、全国の各地報告。全国事務局より、天理大学民族差別集団暴行事件について、糾弾会を終え、今後研修のあり方を共闘会議と天理教団、天理大学との間で詰めていくことが報告された。(詳しくは今号6頁参照)

また大阪事務局からは、大阪市立大学生の金将恵さんが、大阪市職員採用の国籍条項撤廃を求めて願書を提出したことが報告され、全国の支援を求めた。

東京戦後補償裁判については、来る7月15日の判決にむけて、当日の行動報告があった。(判決結果については、今号2～5頁参照)

第128回全国代表者会議の

お知らせ

と き：9月7日(水)

ところ：カンダバンセ

参加希望の人は、全国民闘連事務局までお申しで下さい。

民闘連・KMJ研究センター

東京事務所開設のお知らせ

日本の敗戦後、約半世紀…。時代の大きな変化のなかで、日本社会は、大きな転換点を迎えています。民族差別をなくし、多民族共生社会を実現するため、民族差別と闘う連絡協議会は、各地の仲間とともに20年間、とりくみを続けてきました。そして今、戦後補償問題の解決をはじめとする在日韓国・朝鮮人への民族差別撤廃運動は正念場を迎えています。こうした情勢の中、更なる運動の発展をめざして、KMJ研究センターとともに、東京事務所を開設することとなりました。心新たに、東京の地で、頑張る所存です。皆さんのより一層のご支援を心よりお願いいたします。

→民闘連東京事務所 担当 金政玉（キムジョンオク）

〒162 東京都新宿区天神町68滝沢ビル4階 TEL 03-5228-2089

FAX 03-5228-2071

→KMJ研究センター東京事務所

担当 石川明宏

*有楽町線 江戸川橋駅 徒歩5分

TEL 03-5228-2070

東西線 神楽坂駅 徒歩4分、

東京事務所開設の集いのご案内

日時 1994年9月7日(水) 午後6時

会場 ホテル エドモント 2F 万里 03-3237-1111

会費 お一人 10,000円

*お問い合わせは、KMJ・民闘連東京事務所へ